

# 第11編 港 湾 編

## 第1章 総 則

### 第1節 適 用

本章は、港湾工事、港湾海岸工事、漁港、漁場及び漁港海岸工事、その他これらに類する工事に適用するものとし、本共通仕様書又は**設計図書**に定めるものを除き、本章第2節の諸基準によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとし、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

国土交通省港湾局	港湾工事共通仕様書
水産庁漁港漁場整備部	漁港漁場関係工事共通仕様書